

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制を確立するため、新たに審査調整課の内部組織を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 審査調整課内の内部組織を定める。
- (2) 審査調整課の所掌事務に、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定する労働関係に関する事項についての相談及びあっせん申請書の受理に関することを加える。
- (3) 審査調整課の内部組織の所掌事務は、労働委員会が別に定めることとする。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

宿舍に係る事務手続の効率化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方独立行政法人の長は、当該地方独立行政法人の役職員で宿舍の貸与を受けている者が職員でなくなったとき等には、知事に報告しなければならないこととする。
- (2) 貸付料に係る違約金は、延滞金額につき年3.6パーセント(現行 年3.7パーセント)の割合で計算した額とする。
- (3) 駐車場貸付申込書の様式に、自動車に係る知事の保管場所使用承諾証明を希望する場合に必要な添付書類等を規定する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

建設工事紛争審査会における紛争処理の手続に要する費用を納付書により予納することができることとする等の会計事務の効率化を図るための改正その他行政組織の見直しに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建設工事紛争審査会における紛争処理の手続に要する費用について、納付書により予納することができることとする。
- (2) 契約保証金の免除に係る過去の契約実績について、対象となる契約の範囲を過去2年間に履行したもの(現行 過去2年間に締結したもの)とする。
- (3) 部分払できる契約について、契約金額による制限(100万円以上)を廃止する。
- (4) 出納員又は分任出納員に委任させる出納長の事務について、ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務その他の必要な事項を加える。
- (5) 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年3.6パーセント(現行 年3.7パーセント)とする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新たに徴収することとなる手数料について、証紙による収入の方法に関し、その取扱いを定める等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 飲食店営業等の営業許可証の再交付等の事務に係る手数料の徴収は、証紙による収入の方法によることとする。
- (2) 理容所及び美容所の設備等の検査に基づく確認証の再交付等の事務に係る手数料の徴収は、証紙による収入の方法によることとする。
- (3) 鳥取県税条例、鳥取県食品衛生法施行条例、鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部改正並びに行政組織の見直しに伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
イ 鳥取県理容師法施行条例、鳥取県美容師法施行条例及び鳥取県警察手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置により徴収する手数料の徴収は、証紙による収入の方法によることとする。

鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 物品事務の簡素化及びその処理の迅速化を図るため、事務の手続を見直す。
- (2) 県の行政組織の見直しに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) パーソナルコンピュータに使用するソフトウェア（フレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体によって取引されるものに限る。）について、備品に分類するものは、取得価格が10万円以上（現行 3万円以上）のものとする。
- (2) 図書館資料及び博物館資料を、情報処理システムによらないで出納の登録をすることができる物品とする。
- (3) 物品の貸付手続を見直し、市町村に貸し付ける等の場合には、保証人を立てさせないことができることとする。
- (4) 県の行政組織の見直し等に伴う所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直しに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県の行政組織の見直しに伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
ア 施行期日は平成21年4月1日とする。
イ (1)は、平成21年度予算から適用する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村等の意見等を踏まえ、市町村交付金の最低保証額等の算定方法及び対象事業を見直す。

2 規則の概要

- (1) 市町村交付金の最低保証額の総額を市町村交付金の総額に10分の9（現行 4分の3）を乗じて得た額に改める。
- (2) 市町村ごとの最低保証額の算定方法を次のとおり改める。

（現行）		（改正後）	
調整交付額 25.0%		調整交付額 10.0%	
市町村交付金の最低保証額の総額 75.0%	財政割 37.5%	市町村交付金の最低保証額の総額 90.0%	人口割 15.0%
	均等割 37.5%		財政割 37.5%
			均等割 37.5%

- (3) 市町村交付金の対象事業について、次のとおり見直しを行う。

ア 市町村交付金の対象事業を次のとおり改める。

現行	改正後
地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費	地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費及び観光案内板の設置に要する経費
個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への自然エネルギー導入に要する経費	個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う新エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への新エネルギー導入に要する経費
新規就農者用の住宅の修繕若しくは家賃又は農地の賃借に対する助成に要する経費	農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費
農業を営む個人又は法人その他の団体が行う農業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組みの支援に要する経費	農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組みの支援に要する経費

イ 次の事業を対象事業から削る。

- (ア) 孤立集落における災害時の通信確保に要する経費
- (イ) 消防団又は自主防災組織の活動の活性化に要する経費
- (ウ) 喫煙の防止を目的として行われる学校又は地域での活動に要する経費
- (エ) 地域及び住民が主体となって行う育児支援に要する経費
- (オ) 小規模作業所の整備に対する助成に要する経費
- (カ) ひとり親家庭の小・中学生の教育費に対する助成に要する経費
- (キ) 保育所への家庭支援専任職員の配置に要する経費
- (ク) 多胎妊娠妊婦健康診査費に対する助成に要する経費
- (ケ) 農地、水路、農道、林道その他の農林業生産基盤の補修、小規模改良等に要する経費
- (コ) 小規模森林所有者が自家労力で行う森林施業又は森林整備の助成に要する経費
- (4) 規則の失効期限（現行 平成21年3月31日）を定めた規定を削る。
- (5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(4)を除き、平成21年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。